

# 2026 年度 瀬戸内市地域活動人材育成事業運営業務委託仕様書

## 1. 業務名

2026 年度 瀬戸内市地域活動人材育成事業運営業務

## 2. 業務目的

地域活動の担い手の高齢化や、地域課題の多様化・複雑化が進んでおり、従来の地域コミュニティの枠組みだけではこれらの課題への対応が困難になっている。

また、瀬戸内市には、区民に親しまれる「自然環境（六甲山・摩耶山等）」や「文化資源（瀬戸内百選、ミュージアムロード等）」などの地域資源が数多くあり、こうした特色を活かした魅力発信や地域活性化が必要である。

今後、持続可能で誰もが安心して暮らせるまち、そして瀬戸内市の魅力があふれ誰もが誇れる区民主役のまちを実現していくためには、地域の人々がそれぞれの強みを活かし、積極的に地域に参画していくことが重要である。

そこで、本業務では、主にこれから地域活動を始めたい人を対象に、実際に地域活動を行うことを想定した育成事業を実施する。

## 3. 業務内容

### (1) 講座の企画・運営と活動支援

- ・地域活動に取り組む人材を育成するための具体的・実践的な連続講座を行うこと。
- ・主にこれから地域活動を始めたい人を対象として、地域活動人材の裾野拡大をはかること。
- ・講座のプログラムは、受講後の活動に向けた実効性のある内容とすること。

（例：既存活動事例の紹介、既存活動団体へのインターン、地域活動の実践方法（運営主体・組織の種類、資金調達方法、メンバーの集め方、広報等）、トライアル企画の検討や実施など）

- ・講座終了後は、実際に地域活動を始めることができるようなサポートやコーディネートなど、受講生の活動支援を行うこと。

（例：活動に向けた相談会の実施、他団体の紹介・連携、補助金情報の紹介など）

- ・講座と活動支援あわせて、10回程度実施すること。
- ・受講者規模は20名から30名程度とすること。
- ・講座は、原則として、瀬戸内市内で実施すること。
- ・講座と活動支援の内容は提案に基づき瀬戸内市地域協働課と受託者で協議の上最終決定すること。（協議の結果、内容を変更する可能性あり）

### (2) 上記に付随する業務

講座と活動支援の企画・運営にあたっては、下記のような事務局的業務をあわせて行うこと。

- ・スケジュール調整

- ・会場及び講師の確保・調整等（費用含む）
- ・各関係機関との連携・調整等
- ・講座運営のための資料作成  
(実施概要、実施体制、会場レイアウト、準備物を記載し、事前に灘区地域協働課の確認を得ること)
- ・講座当日の準備（配布資料の印刷・調整も含む）

#### (3) 広報

- ・効果的な広報手段を検討し、本事業が広く周知されるよう受託者が持つネットワークを活用し、工夫して行うこと。
- ・ただし、神戸市政記者クラブへの資料提供、広報紙 KOBE、おでかけ KOBE、灘区公式 SNS での広報は灘区地域協働課が行う。

#### (4) 定例打合せと進捗報告

- ・受託者が主催し、灘区役所で、月 1 回程度灘区地域協働課と事業実施に係る打合せを行うこと。
- ・打合せ時に業務の進捗状況を報告すること。

#### (5) 報告書の作成

- ・実施内容及び結果を記載した業務報告書を作成し、2027 年 3 月 31 日までに灘区地域協働課へ電子データで提出すること。

### 4. 契約期間

契約締結日から 2027 年 3 月 31 日まで

### 5. 契約上限額

金 1,700,000 円（消費税含む）

### 6. 支払方法

委託業務完了後、受託者からの業務報告書をもって、検査を行い、検査完了後、受託者からの請求に基づき支払うこととする。

※ただし、業務遂行上、必要であると委託者が認める場合は、前金払とすることもできる。前金払の場合は、契約締結後、契約額の 3 割を上限に受託者の請求に基づき速やかに前金払い、委託業務完了後、受託者からの業務報告書をもって、検査を行い、検査完了後、受託者からの請求に基づき残余額を支払う。

### 7. その他留意事項

- ・業務にあたっては、灘区地域協働課に連絡、相談、報告を行いながら実施すること。
- ・業務の遂行にあたっては、本市の「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」を遵守すること。

なお、「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」は神戸市ホームページを参照すること。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html>

- ・灘区地域協働課より提供する情報及び地域から得られた情報の取り扱いには十分注意すること。(外部へ公開する場合は灘区地域協働課へ事前に相談すること)
- ・本業務を通じて得た地域情報等は灘区地域協働課へ共有すること。
- ・本仕様書に定めのない事項については、灘区地域協働課と受託者で協議の上決定するものとする。